

平成 21 年 4 月 13 日現在

研究種目：基盤研究(B)
研究期間：2006～2009
課題番号：18330006
研究課題名（和文） システムとしてのヨーロッパ行政法の形成
基本原理・基本原則の分析
研究課題名（英文） Development of European Administrative Law as a System
研究代表者 山本 隆司 (YAMAMOTO RYUJI)
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
研究者番号：70210573

研究分野：社会科学
科研費の分科・細目：法学・公法学
キーワード：行政法、行政法のヨーロッパ化、行政法の憲法化、一般法原則、行政手続、行政計画、行政裁量

1. 研究計画の概要

ヨーロッパにおいては、EC 行政法および各加盟国行政法が相互に緊密に影響を及ぼし合うことを通して、そしてさらに、ヨーロッパ人権条約および人権裁判所の判例に枠づけられて、「ヨーロッパ行政法」と表現できる法システムが徐々に形成されつつある。つまり、EC 行政法および各加盟国行政法が、単にヨーロッパ統合の手段として使われるだけでなく、共通の法原理・法原則を形成し、それらに基礎づけられたものとなりつつある。本研究は、こうしたヨーロッパ行政法が、どのような基本原理・基本原則を、どのように形成・発展させて、「システム」としての姿を見せつつあるかを、明らかにすることを目的とする。

2. 研究の進捗状況

(1) 行政法の憲法化

行政法を「システム」に構成するのは憲法原理と考えられるが、各加盟国の憲法原理に共通な部分と異なる部分があることを示すために、法治国原理（主観的側面・客観的側面）、民主政原理、権力分立原理のそれぞれが、古典的要素と機能的要素を含むものとする静態モデルを立てた上で、行政法のヨーロッパ化は機能的要素をこれまでより重視することを要請するが、その場合にも古典的要素が限界として働くという動態モデルを構想した。なお具体例に即した実証を要するが、行政法のヨーロッパ化に「憲法化」が伴うことを説明し分析するための理論枠組になると思われる。

(2) 行政法システムと知のシステムの関係

ヨーロッパ行政法がリスク管理などの分野で急速に発展する学問および技術にどのように対応しているかを分析し整理するために、この分野の理論化が最も進んでいるドイツ法学を参照してモデルを立てた。すなわち、学問システムと法システムとのシステム間関係を、法が自由な学問の枠組を形成する関係、学問のために助成する関係、学問の自由を制限する関係、そして、学問の参加を求める関係の4つに整理し、それぞれの関係において、学問に適合した手続・組織を形成すべしとする法原理が働くことを示した。

(3) 加盟国法とヨーロッパ法との関係

加盟国法とヨーロッパ法との間の複雑な影響関係については、フランスで2004年以後展開を見せている、EC法と加盟国憲法との間の階層関係に関する憲法院・國務院の判例をいち早く分析した。また、これまで日本で本格的に研究されてこなかったデンマークの計画法および2007年の地方自治改革を、ヨーロッパ法との関係に注意しつつ分析した。

3. 現在までの達成度

対象が極めて広汎にわたるため、すべての論点をカバーするまでには至っていないが、理論研究と、各加盟国法との相互関係も含めた実証分析が、バランスよく着実に進行している。

4. 今後の研究の推進方策

残り1年なので、研究会など議論の機会を

